

# 島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員募集要項

令和4年6月15日  
島根県教育庁学校企画課

島根県教育委員会では、臨時的任用教職員を以下のとおり募集します。

## 1 募集人数

雲南市	学校栄養職員	1名
大田市	学校栄養職員	1名

2 任用期間 採用時 ～ 令和5年3月31日の間で県が命じた期間

3 勤務内容 栄養教諭に準ずる職務を行います。  
(給食管理、食に関する指導等)

4 出願資格 以下のすべてに該当する者が出願できます。

- 地方公務員法第16条の欠格事由に該当しない者
  - 栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証所有者
  - 現に県教育委員会が正式採用した公立学校教職員でないこと
- ※選考において経験者（臨時的任用を含む）を考慮します。

## 5 出願手続

(1) 出願期間  
随時

(2) 出願書類

原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。

「島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員・事務職員採用志願申込（令和4年）（外部サイト）」より、次の書類の電子データを添付して志願申込をしてください。

- ① 写真
- ② 経歴調査表
- ③ 学校栄養職員については、栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証の写し  
(取得見込みの場合は、取得見込みであることを証明する書類)

詳しくは、下記、島根県教育庁学校企画課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>

右のQRコードからもアクセスできます。



## 6 勤務条件

(1) 給料等

学歴、経験年数によって給料の月額が決定されます。なお、60歳以上の者にとっては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。

また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、期末手当、勤勉手当、へき地手当、単身赴任手当、児童手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、へき地手当に準ずる手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

(2) 勤務時間

午前8時15分～午後5時00分（休憩時間を除く1日7時間45分）

※勤務校によって若干時間が異なりますが1日7時間45分の勤務時間は共通です。

(3) 休 日

○日曜及び土曜日

○国民の祝日に関する法律に規定する祝日

○12月29日から翌年の1月3日まで（前項の日を除く）

(4) 休 暇

○有給休暇…任用期間によって異なります。（任期が12ヶ月の場合は20日、採用期間の長さに応じて付与されます）

○その他の休暇…基本的に正規職員に準じます。（一部法令等により異なる）

7 選考方法

○書類選考の上、面接審査により行います。

※書類選考の結果、面接の期日・場所等を通知します。

8 その他

○選考は随時行いますが、採用予定者が決定した時点で募集を停止します。

9 出願書類提出先・問い合わせ先

〒690-8502

島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課 TEL 0852-22-6164